

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No. 127

〔共通〕問1 消防長又は消防署長は、防火対象物定期点検報告制度について、防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、点検及び報告の特例を設けるべき防火対象物として認定することができるが、当該認定を妨げる要件として掲げられている次の事象のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、当該事象は過去3年以内にあったものとする。

- (1) 消防法第5条第1項の防火対象物の火災予防措置命令を受けたことがあるが、当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反していなかった場合
- (2) 防火対象物の点検及び報告の特例を受けるべき防火対象物としての認定の取消しを受けたことがある場合
- (3) 防火対象物の点検又は報告がされなかったことがある場合
- (4) 防火対象物の点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがある場合

〔消防用設備等〕問1 消防用設備等の届出及び検査に関する次の文を読み、消防法令上、誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防用設備等の検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等の設置に係る工事が完了し、消防長又は消防署長に「消防用設備等設置届出書」を届け出る際に、当該設置に係る消防用設備等に関する図書を添付しなければならない。
- (2) 消防用設備等の検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等の設置に係る工事が完了し、消防長又は消防署長に「消防用設備等設置届出書」を届け出る際に、当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書を添付しなければならない。
- (3) 消防長又は消防署長は、防火対象物の関係者から「消防用設備等設置届出書」等の届出があったときは、届出後4日以内に当該防火対象物に設置された消防用設備等が消防法第17条第1項の政令等で定める設備等技術基準に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- (4) 消防長又は消防署長が行う消防用設備等の検査において、登録認定機関が行った認定に係る表示が付されている消防用設備等又はこれらの部分である機械器具については、当該認定に係る設備等技術基準に適合しているものとみなす。

〔消防用設備等〕問2 「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」の一部が平成30年6月1日に改正され、同日以降は延べ面積が300m²以上の共同住宅の一部で住宅宿泊事業法に基づく民泊が行われる場合であっても、一定の要件を満たせば特定小規模施設用自動火災報知設備を設けることができること

とされたが、次のうち、消防法令上当該防火対象物に求められる要件として誤っているものを1つ選べ。

- (1) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- (2) 消防法施行令別表第1(5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存しない同表(6)項イに掲げる防火対象物であること。
- (3) 当該防火対象物における消防法施行令別表第1(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積は300m²未満であること。
- (4) 当該防火対象物の延べ面積は500m²未満であること。

〔防火査察〕問1 消防法（以下「法」という。）第4条の2に基づく消防団員の立入検査に関する記述のうち、正しいものは次のうちどれか。

- (1) 消防長又は消防署長が消防団員に立入検査をさせる場合には、当該立入検査の対象となる防火対象物及び期日又は期間を指定することが必要である。
- (2) 消防団員の立入検査は、消防団長が火災予防のため必要があると認める場合に実施することができる。
- (3) 法第4条の2に基づく消防団員の立入検査については、立入検査が拒まれ又は妨げられた場合には、消防職員と同様その行為者を法第44条で罰することができる
- (4) 消防団員の立入検査は、法第4条の消防職員による立入検査の関係において補完的なものであることを意味するものであるが、火災危険が切迫するなど特別な場合にだけ消防団員に立入検査が認められるものである。

〔防火査察〕問2 消防法（以下「法」という。）の違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第5条の3第1項命令の発動要件である「消火、避難その他の消防活動に支障になると認める」とは、消火、避難その他の消防活動に支障になる場合一般をいい、必ずしも公設消防の活動に支障となる場合に限られない。
- (2) 法第3条第2項に基づく措置の（一般的に略式の代執行と呼ばれている）措置権者は、法第3条第1項の命令の措置権者とは異なり、消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村の長である。
- (3) 法の罰則は、命令違反を前提とする罰則規定と規定違反に対する直接の罰則規定に分けられ、命令違反を前提とする罰則規定を適用するためには、命令を発動し、命令が履行されていない事実に基づき罰則の適用を促すための告発をする必要がある。
- (4) 違反処理基準とは、警告、命令、認定の取消しへの移行時期等を示したものであり、警告は性質上行政指導にあたるが、命令の発動を前提として発動されるので、警告自体には法的な強制力がある。

スは狭く、部隊の進入統制が必要である。

問2 答 (4)

解説 指揮本部長は、先着隊等が火点室への進入しようとしている場面では、中小隊長の指揮状況とともに、隊の進入態勢の適否を判断し、必要な指示を行う。

問3 答 (5)

解説 人命検索活動は、逃げ遅れ者情報の有無にかかわらず、火点室を最優先に必要部隊により効果的に実施する。大量の部隊投入は、現場が混乱する場合が多いことを配慮する必要がある。

【救急】

問1 答 (4)

解説 消防法施行令の一部を改正する政令の交付について（平成28年12月16日付 消防救第177号 消防庁次長通知）の通知第2に記載のとおり。「同等以上の学識経験を有する者」については、医師、保健師、看護師、准看護師、救急救命士及び救急科修了者を別途定めることとしている。助産師は含まれない。

問2 答 (3)

解説 精神科救急医療体制整備事業の実施について（平成20年5月26日付 障第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の精神科救急医療体制整備事業実施要項3(3)に記載のとおり。医療の提供は、精神科救急医療機関で行う。

問3 答 (2)

解説 「薬剤師」ではなく正しくは「保健師」である。消防法施行規則第51条の2参照。

予防技術検定模擬テスト

【共通】

問1 答 (1)

解説 (1) 防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反していないにも当該防火対象物の火災予防措置命令が発せられることがあり得るが、このようなケースでは必ずしも防火管理体制によって法令基準適合性を確保することができなかったとは言えないため、認定を妨げる要件とはされていない。消防法第8条の2の3第1項第2号イ参照。
(2) 消防法第8条の2の3第1項第2号ロ参照。
(3) 消防法第8条の2の3第1項第2号ハ参照。
(4) 消防法第8条の2の3第1項第2号ニ参照。

【消防用設備等】

問1 答 (3)

解説 (1) 消防法施行規則第31条の3第1項第1号参照。
(2) 消防法施行規則第31条の3第1項第2号参照。

(3) 「届出後4日以内」ではなく、「遅滞なく」が正解である。消防法施行規則第31条の3第2項参照。

(4) 消防法施行規則第31条の3第3項。

問2 答 (1)

解説 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第2条第1号ハ参照。平成30年6月1日以降は、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる防火対象物に、消防法施行令別表第1(5)項イ及びロ以外の用途に供される部分が存しない同表(16)項イの用途に供される防火対象物で、延べ面積が300m²以上500m²未満のもの（同表(5)項イの用途に供される部分の床面積が300m²未満のものに限る。）が追加された。なお、当該防火対象物が耐火建築物又は準耐火建築物であることは、この要件とはされていない。

【防火査察】

問1 答 (1)

解説 (1) 消防法第4条の2第1項により正しい。
(2) 消防法第4条の2第1項により消防長又は消防署長が火災予防のため特に必要があると認めるときであるので、誤り。
(3) 消防法第4条の2に基づく消防団員の立入検査における正当な理由がない拒否等については、同法第4条の消防職員の立入検査とは異なり罰則が規定されていないので、誤り。
(4) 消防法解説により消防団員の立入検査は、消防法4条の消防職員による立入検査との関係において補完的なものであり、火災危険が切迫するなど特別な場合にだけに限定されるものでないでの、誤り。

問2 答 (4)

解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
(2) 違反処理マニュアルにより適当。
(3) 違反処理マニュアルにより適当。
(4) 違反処理マニュアルにより警告自体には法的な強制力はないので、不適当。

【危険物】

問1 答 (4)

解説 移送取扱所は、配管、ポンプ等により構成され、事業所外の第三者の土地を通じて設置される施設により危険物を移送するものである。危険物の規制に関する政令第3条第3号参照。

問2 答 (4)

解説 製造所等について、位置、構造及び設備の技術上の基準に関係する違反に対しては、許可の取消し又は使用停止を命ずることができることとされている。消防法第12条の2参照。